

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年12月1日(水)10時00分~11時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター

再処理技術開発試験部 研究開発第1課長 他6名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年7月12日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請書(以下「本申請」という。)のうち、高レベル放射性物質研究施設(以下「CPF」という。)に関して、資料に基づき申請書に対する補正方針の説明があった。また、1F 燃料デブリの追加に伴い、管理区域境界の線量が管理区域の設定基準値に近い値を示したことへの対応として、現実的な評価を併記する等の補正を行う方針と説明を受けた。

(2) 原子力規制庁からは、主に以下の点を伝えた。

- 管理区域境界の線量評価結果について、線量評価点近傍の一部のセル、及び廃棄物倉庫内の線源を起因とする線量を考慮不要とした理由を説明すること。
- 現時点の試験的な取り出し規模の使用量で、既に管理区域境界の線量が1.24mSv/3月と管理区域の設定基準値に近い値を示していることについて、以下の事項を整理して説明すること。
 - 原子力機構において1F燃料デブリの取扱いを増やすことを検討していることを踏まえて、今後のCPFの使用変更許可申請の対応方針。
 - 管理区域の設定の評価について、CPF以外の施設の評価方法との整合性・一貫性。

(3) 原子力機構から、本日の指摘について、今後面談にて説明する旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・高レベル放射性物質研究施設(CPF)の核燃料物質使用変更許可申請について
(2021.12.1)